

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年05月20日現在

機関番号： 10101
 研究種目： 若手研究(B)
 研究期間： 2010 ～ 2012
 課題番号： 22730101
 研究課題名（和文） 権利者・利用者双方に親和的な情報通信技術・サービスを構築する効率的な法の創造
 研究課題名（英文） Designing an Efficient Legal Framework for Inducing a Copyright- and Consumer- Friendly Design of ICTs and ISs
 研究代表者
 ハズハ・ブラニスラヴ（Hazucha Branislav）
 北海道大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号： 30452808

研究成果の概要（和文）：

本研究は著作権法の伝統的な境界線（すなわち、著作物を商業目的で大規模に利用する行為に対する規制）が一般の人々に対して強力な説得力を有しているということを明らかにした。他方、著作権法の近年の改正は、個人の著作物の利用について、それがたとえ非商業的で私的目的のものであっても、様々な態様の利用を禁止することに焦点を当てているが、一般の人々に対して必要な説得力を欠き、それゆえ執行にコストがかかっている。本研究の成果はまた、刑事罰化や抑止に基づくアプローチの限界を示し、与えられた著作物の機能性（利用態様の多様化）を向上させることが、人々の著作権法の遵守にとって好ましいことも明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：

This research discovered that the classical contours of copyright law (i.e. regulation of using copyrighted works for commercial purposes and in a large scale) have a strong expressive power toward the general public. On the other hand, the recent changes in copyright law, which focused on preventing various uses of copyrighted works by individuals even for private non-commercial purposes, lack the necessary expressive power towards the public and therefore are costly to enforce. The results of this research also showed the limits of approaches based on criminalization and deterrence, as well as the advantages of increasing the functionality of provided copyrighted works for obeying the copyright law by the public.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野： 社会科学
 科研費の分科・細目： 法学・新領域法学
 キーワード： 知的財産法

1. 研究開始当初の背景

近時、多くの先進国の立法及び判例法において、ユーザーが著作権侵害目的と著作権を侵害しない目的の両方で使用しうる技術・サービスを提供するプロバイダーに対して課す義務の範囲を拡大するという傾向が見られる。こうした新たな傾向は

、個人のインターネット・ユーザーによる著作権法の不遵守の蔓延に対し、サービス・プロバイダーに、ゲートキーパーとしてより積極的な役割を担うよう求めるものである。ここでの個人のユーザーとは(i)WinnyやBittorrentといったP2Pネット

ワーク、(ii)YoutubeやVeoh、Facebookといった、様々な種類のコンテンツの投稿を可能にするサイト、のいずれのユーザーも含む。

しかしながら、こうした改正の多くは規制される当事者に対して十分な説得力を有しているとはいえ、執行には多大なコストを要する。さらに、上記の著作権法改正が実際に有する説得力や、こうした法律に対する利害関係者の反応に関しては実証的な研究を欠いている。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の2点を検討することであった。第一に、侵害・非侵害両方の目的で使用可能な技術・サービスに対する規制に関する、現在進行中あるいは提案されている改正について、それがどの程度目的を達成しているものなのかという問題である。第二に、そうした改正が、単に義務を負う者に対して著作権法が適用されない新たな方法を探させるということで終わらないようにするために、どう修正することができるかという点である。

本研究は、権利者・利用者双方に親和的な情報通信技術・サービスを構築する効率的な法制度の構築の手法に関して、実証的かつ学際的な手法を用いて実施していくものであった。

3. 研究の方法

個々の段階の詳細は次の通りであった。

(1) 著作権法およびその政策（法令、裁判例、学者による提案等）における新たな潮流が拠って立つ現状認識や前提の特定。

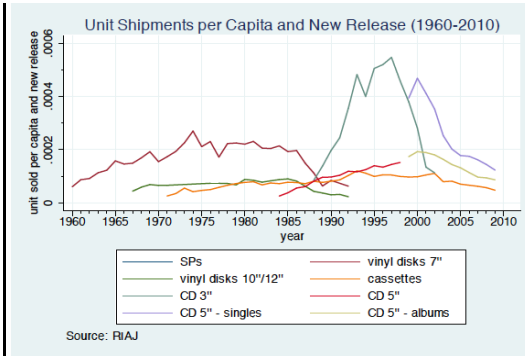
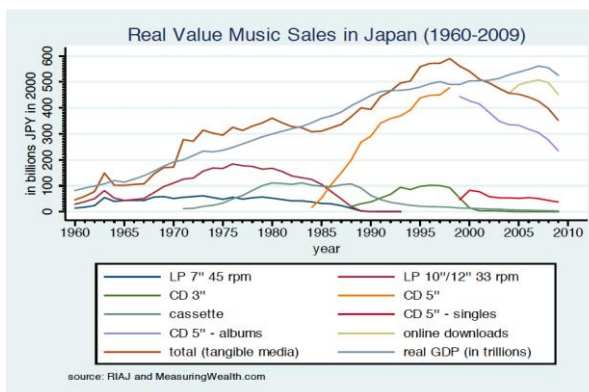
(2) アンケートおよびインタビューの準備。

(3) アンケート調査（例：郵送調査、街頭調査、オンライン調査）およびインタビュー（対象例：放送局、レコード会社及び電気製品業者）の実施。

(4) 上記によって得られたデータの分析を行った上で、それらに基づき新たな理論を構築し、情報通信技術社会における著作権制度のあり方について政策提言を行う。

4. 研究成果

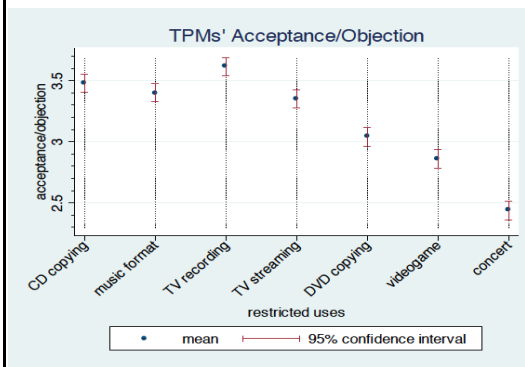
(1) 著作物の売り上げは経済規模、消費者の購入力、著作物の小売価格、人口規模及び人口構成、補完的技術あるいは競合技術の浸透度によって決定される。さらに、1998年以降の音楽売り上げの減少は主に技術の転換や音楽消費態様の変化、近年の世界的な財政・経済危機によって引き起こされたものである。



(2) 最近フランス及びニュージーランドで導入された段階的な対応制度は、今のところネット上の海賊行為を減少させる効果的な方法にはなっていない。それらの主要な欠点として、(a) 制度導入、運営にかかるコストが大きい点、(b) 現在のところ関係する著作物の売り上げにはっきりとした影響を与えていない点を挙げる事ができる。

(3) 人々は一般的に著作権者の許諾なしに著作物を商業目的や大規模に利用することは間違った行為であると認識しており、適切に処罰されるべきであると考えている。しかし、音楽ダウンロードや映画のDVDをコピーするといった、私的で非商業的な目的の著作物利用に関しては、間違った行為とは捉えられていない。したがって、著作権法はインターネットへの楽曲のアップロードを含む、前者のような行為を行う者を主に対象にした場合には効果的に機能する。

(4) 一般の人々は、テレビのタイムシフト視聴や楽曲のフォーマット変更といった著作物の利用類型を、ゲームソフトのコピーやライブ・コンサートの録音といった利用類型よりも重要なものと考えている。後者のような利用を効率的に規制することは可能ではあるものの、前者のような利用の規制は、ユーザーが正当な規制であると思わない限り極めて困難である。したがって、社会規範や個人が社会規範を実際に遵守するかという点は、個々人が著作権法を遵守するか否かに大きく左右される。



5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

(1) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英「ユーザーから見た著作権とその保護手段のあり方」知的財産法政策学研究41号179-208頁(2013) [柳瀬貴子・訳] (査読無)

[学会発表] (計14件)

(1) Branislav Hazucha, *Copyright, Social Norms and Multi-Agential Governance*, 国際シンポジウム「Establishing a New Global Law and Policy for Multi-Agential Governance」北海道大学大学院法学研究科、日本、2012年11月24日-25日

(2) Branislav Hazucha & Marcel Resovsky, *Copyright, Technological Switch and Pre-recorded Media Sales: A Case of Music Industry in Japan*, 第3回アジア太平洋イノベーション学会、ソウル大学校、ソウル、韓国、2012年10月13日-14日

(3) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, *Attribution of Liability for Misappropriation of Tangible and Intangible Things in Japan: To Change the Law or to Change the Minds*, GCOE研究会、北海道大学大学院法学研究科、札幌市、日本、2012年10月3日

(4) Branislav Hazucha & Marcel Resovsky, *Copyright, Technological Switch and Pre-recorded Media Sales: A Case of Music Industry in Japan*, 第11回 Annual Congress of the Society for Economic Research on Copyright Issues, ワシントンD.C.、アメリカ合衆国、2012年7月9日-10日

(5) Branislav Hazucha & Marcel Resovsky, *Copyright, Technological Switch and Pre-recorded Media Sales: A Case of Music Industry in Japan*, 第17回国際文化経済学会国際大会、同志社大学、京都市、日本、2012年6月21日-24日

(6) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, *Attribution of Liability for Misappropriation of Tangible and Intangible Things in Japan: To Change the Law or to Change the Minds*, 2012年法社会学国際会議 Honolulu大会、ハワイ州、アメリカ合衆国、2012年6月5日-8日

(7) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, *Technological Protection Measures, Circumvention and Consumers' Acceptance: A Sapporo Street Survey*, 4th Annual Conference on Innovation and Communications Law, トウルク大学、トウルク、フィンランド、2012年5月24日-25日

(8) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, *Attribution of Liability for Misappropriation of Tangible and Intangible Things in Japan: To Change the Law or to*

Change the Minds, Socio-Legal Studies Association Conference, レスター大学、レスター、英国、2012年4月3日-5日

(9) Branislav Hazucha, *Rethinking Copyright Law and Policy in Japan, "Changing Conditions, Rethinking Rules: A Roundtable on Intellectual Property Law and Policy"*, 香港大学、香港、2012年1月7日

(10) Branislav Hazucha, *Indirect Copyright Liability in a Comparative Perspective: Technology Providers' Duties of Care in the Digital Environment*, 明治大学大学院法学研究科、東京都、日本、2011年12月20日

(11) Branislav Hazucha, *Technological Progress and Technology Provider's Duty of Care*, the 2011 ILST Conference on "Innovation, Competition and Regulation", 国立清華大学・科技管理学院・科技法律研究所、新竹市、台湾、2011年11月4日-5日

(12) Branislav Hazucha, *Indirect Copyright Liability in a Comparative Perspective: Technology Providers' Duties of Care in the Digital Environment*, GCOE研究会 "Expanding the Boundaries of Copyright Liability in the Digital Age", 北海道大学大学院法学研究科、札幌市、日本、2011年9月16日-17日

(13) Branislav Hazucha, *The Role of Deterrence and Persuasion in the Digital Copyright Policy: Are We Holmes's Bad Men or Hart's Good Men?*, GCOE研究会、北海道大学大学院法学研究科、札幌市、日本、2011年7月2日

(14) Branislav Hazucha, *Intellectual Property and Regulation of New Technologies: A Case of Television on Demand in Japan*, 第6回アジア法と経済学大会、对外経済貿易大学、北京市、中国、2010年8月23日-24日

[図書] (計1件)

(1) Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, *Copyright, Protection Measures and Their Acceptance by Consumers*, in Katja Weckström et al. (eds.), *CICL 2012: Governing Innovation and Expression: New Regimes, Strategies and Techniques* 147-78 (Turku: University of Turku, 2013)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

http://papers.ssrn.com/sol3/cf_dev/AbsByAuth.cfm?per_id=446402

6. 研究組織

(1) 研究代表者

ハズハ・ブラニスラヴ (Hazucha Brani-
slav)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号： 30452808

(2) 研究分担者： なし

(3) 連携研究者： なし